

第122回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成30年 5月25日（金） 10:00～11:35

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、
嶋崎 尚子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、総務省大臣官房審議官、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官

4 議 事

- （1）部会に属すべき委員及び部会長の指名について
- （2）統計委員会専門委員の発令等について
- （3）諮問第114号「農林業センサスの変更について」
- （4）諮問第115号「海面漁業生産統計調査の変更について」
- （5）部会の審議状況について
- （6）その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、皆様お集まりになりましたので、ただ今から第122回統計委員会を開催いたします。本日は、河井委員、白波瀬委員、永瀬委員、宮川委員が御欠席です。

本日は、人事異動に伴い御出席いただく方に変更がございましたので、一言御挨拶いただければと思います。

日本銀行の森調査統計局参事役、お願いいたします。

○森日本銀行調査統計局参事役 森でございます。この5月から日本銀行調査統計局参事役を拝命いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○西村委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 ではお手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、諮問が2件、部会報告が1件です。まず、本日の諮問に関連する部会に属すべき委員及び部会長の指名の資料につきまして最初に御説明いただくこととしておりますので、この資料が資料1、統計委員会専門委員の発令等についての資料が資料2、諮問第114号「農林業センサスの変更について」の資料が資料3、諮問第115号「海面漁業生産統計調査の変更について」の資料が資料4、産業統計部会・サービス統計・企業統計部会（合同部会）の審議状況の資料が資料5、企業向けサービス価格指数・2015年基準改定の基本方針の資料が資料6です。

資料の確認は以上です。

○西村委員長 それでは、議事に入ります。

まず、部会に属すべき委員及び部会長の指名についてです。通例では議事の後半に指名していますが、諮問される案件を付託する部会の部会長に関連しますので、最初の議事といたします。

最初は、前回の委員会において設置いたしました統計業務プロセス部会に所属する委員です。

統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に属すべき委員、部会長は委員長が指名するとされております。つきましては、この部会については、資料1の記（一）に記載のあるとおりの委員を指名させていただくとともに、記（二）のとおり、部会長は川崎委員をお願いいたします。

なお、統計業務プロセス部会に所属する臨時委員、専門委員については、今後、任命される予定です。

また、川崎委員には、現在、産業統計部会の部会長をお願いしておりますが、御負担が大きくなるため、産業統計部会の部会長は、資料1の記（二）のとおり、河井委員をお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。統計委員会専門委員の発令についてです。

資料2-1にあるとおり、専門委員について、本日5月25日付で3名の方が任命されております。統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、各専門委員の所属を資料2-2のとおり指名させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第114号「農林業センサスの変更について」の諮問についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○総務省政策統括官室 総務省政策統括官室です。今般、農林水産省から、お手元の資料 3-2 のとおり、基幹統計の農業構造統計を作成するために実施されている基幹統計調査の農林業センサスにつきまして、変更の申請がありました。今回の諮問は、この承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。

それでは、お手元の資料 3-1 に沿って、概要を説明させていただきます。

1 ページ目は、本調査のこれまでの経緯、それから、前回調査の概要です。

農林業センサスは、我が国の農林業や農山村の実態、構造を明らかにし、我が国の農林行政の推進に必要な資料を整備することを目的としまして、1950 年に世界農林業センサスとして開始されたものです。その後、1960 年から西暦末尾ゼロの付く年は林業を含めまして世界農林業センサスとして、また、西暦末尾 5 の付く年は林業を除く農業センサスとして、5 年周期に実施されておりましたが、2005 年に経営耕地面積が 30 アール以上、農林業生産物の総販売額が 50 万円など、一定規模以上の農家・林家、そして農業法人等を農林業経営体として位置付けますとともに、調査の体系、そして、調査票を再編・整理しまして、現在に至っております。なお、2010 年の調査は世界農林業センサスの名称で実施されましたが、2020 年調査は 2015 年調査と同様の内容ということで、細かい変更はありますが、体系的な変更がないということで、農林業センサスの名称のまま実施を計画しております。

前回調査は、調査票の種類欄にありますとおり、約 140 万の経営体を対象といたしました農林業経営体調査票により、経営耕地、保有山林などの農林業の基盤、そして、生産に携わる内外の労働力や生産額の構造を把握する調査が主体となっています。また、全国の市区町村、農業集落それぞれを対象とした 2 種類の農山村地域調査票により、地域別の農林業に係る面積や農業集落の概況、活動状況等を把握しております。

農林業経営体調査票につきましては、都道府県、市区町村の統計主管課を経由した調査員調査を主としまして、また、農山村地域調査票につきましては、農林水産省の地方統計組織を経由した郵送または調査員調査として、いずれも 2 月 1 日現在で実施されております。

次に、2 ページ、3 ページでは、調査結果の利活用状況を紹介させていただきます。

まず 2 ページです。農業行政は、5 年ごとに改定される食料・農業・農村基本計画を基盤として推進されておりますが、この基本計画と併せて示されている農業の構造展望の審議資料として、このような形で本調査の結果が利用されております。ここでは一例として、農業就業者数の試算結果をグラフでお示ししておりますが、農業におきましても就業者数の減少、高齢化の進展等が顕在化しており、これが今回の調査事項の変更の要因の 1 つとなっています。また、2 ページ下にありますように、本調査の結果は、農林業部門における各種統計調査を効率的に実施するための母集団情報としても活用されているところです。

次に、3 ページは農山村地域調査票の活用事例です。農林水産省では、農業集落が有する多面的機能を支える活動や、農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動を支援するための交付金事業を実施しておりますが、その事業評価に当たって本調査の結果が活用されているほか、地方交付税の算定基礎等にも利用されているところです。

3 ページ下の部分ですが、先ほど触れました農林行政の基本計画に加え、最近では未来投資戦略を踏まえ、地域経済好循環システムの構築に取り組まれております。その一環として、攻めの農林業の展開が掲げられておりまして、生産現場の強化、多様なデータに基づく農業への転換、林業の成長産業化と森林の適切な管理などの施策が盛り込まれているところです。本調査の結果は、そのエビデンスとして活用されておりますので、その統計基盤へのニーズが変化しているところです。

このようなニーズの変化に対応しまして、今回の変更計画では、選択肢の細かい変更を含めると、70 か所に及ぶ調査事項、レイアウト等の変更が計画されておりますが、本日は主な変更点につきまして、4 ページ以降で説明させていただきます。

まず、政策ニーズの変化等に対応した調査事項の追加です。これまで農産物の自然災害による減収につきましては、主に農業共済制度により補填されておりましたが、平成 31 年以降は、価格低下の補填等も含めました「収入保険制度」が導入され、その加入要件である青色申告の実施状況を把握しようというものです。

2 点目です。「有機農業の推進に関する基本的な方針」では、おおむね平成 30 年度までに、現在 0.4%程度と見込まれている我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増して、1%程度にするという目標が掲げられております。その達成状況の評価を行うため、有機農業に取り組んでいる品目別面積を把握する調査事項を新たに追加するものです。

3 点目です。先ほど触れましたように、「未来投資戦略 2017」に掲げられている多様なデータに基づく農業への転換・推進のために、各農林業経営体において、どのような形でデータを利用しているのか現状を把握するための追加です。

次に 5 ページの調査事項の充実です。

まず 1 点目としまして、2 ページの結果の利用状況においても触れましたように、近年、農業分野においても就業者数の減少、高齢化の進展等が顕在化しておりまして、この状況は個人経営のみならず、団体経営においても同様となっております。このため、従来、個人経営に比して、左側のような形で簡略化して把握されておりました団体経営の内部労働力につきまして、総括的に把握する方法から、右側にありますように個別に把握できるよう変更する計画です。

次の 6 ページも労働力の関係です。農林業では、第 1 次産業としての農林産物の生産にとどまらず、農林産物を加工し、それを販売するなどの 6 次産業化の実現が主要な施策となっております。このため、従来の農業生産に加えまして、その 6 次化関連の内部労働力がありますとか、外部労働力をより適切に把握しようというもので、ここでは例としまして団体経営を取り上げておりますが、個人経営についても同様に充実を図る計画です。

そのほか、ここには記載していませんが、販売金額のよりの確な把握のための階層区分の見直し、また、法人番号の把握の追加など、様々な変更を計画しているところです。

以上のような追加・充実による報告者の記入負担の増加を少しでも抑制する観点から、削除を予定している主な調査事項を次の 7 ページに整理しています。

左では、前回調査まで農業への異業種参入の状況を把握するための調査事項として設けられていたものを、該当数が前回調査において1,500程度と少ないことから、削除を計画しているものです。右は低農薬栽培の取組など、環境負担の軽減に配慮した取組の把握ですが、別途、エコファーマーの認定や、関連する交付金の支払い状況などから大宗の把握は可能などとして、今回削除を計画しているものです。また、一番下にありますように、農山村地域調査票につきましても、代替情報を活用し、報告者の負担軽減を図ることとしています。

続きまして、8ページは、調査方法の変更です。前回調査におきましても、一部地域等において、農林業経営体調査票にオンライン調査を導入しているところですが、全面的にオンライン回答を導入するとともに、農山村地域調査票につきましても、市区町村用は、前回調査の郵送を原則とする調査から、今回調査ではオンライン回答を原則とするよう変更するとともに、集落用の調査票につきましても、従来の調査員調査から、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更する計画です。

今回の主な変更内容は、以上のとおりです。

次の9ページでは、前回答申に対して指摘されております今後の課題と、その対応状況を整理しています。今後の課題としましては、大きく3点の指摘があり、いずれも右側の対応状況を見ていただければ分かりますが、対応済み、または対応予定となっています。ただし、対応済みと判断して差し支えないのか、更なる対応が必要ではないかなどにつきましても、今回の審議の際に併せて御確認いただく予定としております。

最後は10ページです。今回諮問で想定される主な論点です。大きく4点、考えています。

1点目は、今回、農林業施策のニーズや環境変化等に対応するとの理由から、調査事項の追加・充実を計画しておりますが、今回の計画内容は、本当にニーズの変化に適切に対応したものになっているのか、更なる改善の余地、よりの確な把握に資する改善の余地はないかという点です。

2点目は、削除される調査事項につきましても、国としての行政ニーズは乏しい、また、他の情報での代替が可能などとされているところですが、地方公共団体や一般の利用者の方に利用上の支障が生じないのか、丁寧に確認していただきたいと考えているところです。

3点目は、報告者の方に加え、実査を担う地方公共団体、調査員の方の負担軽減を図るための方策としまして、今回、オンライン調査の拡充、民間事業者の活用なども計画されておりますが、オンライン回答につきましても、導入するだけでなく、その回答率向上が非常に重要となっております。また、実査における導入の混乱を避けることも重要となっております。そのような点も含め、御審議いただければと考えているところです。

最後の4点目、今回の調査事項の見直しに伴いまして、種々、集計事項の変更が予定されておりますが、その変更の適否に加えまして、有用性の向上に不可欠な公表の早期化、集計内容・情報提供内容の充実の余地の検討という点になるものと考えているところです。

私からの説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は産業統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議いただくことといたしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見等がございますか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。平成 27 年に都市農業振興基本法が制定されて、都市においても都市農地は原則、宅地化することから、むしろ農地として保全するという方向性が示され、現在の国会で、参議院は通ったと思うのですが、恐らく衆議院で、農地の賃貸借についても可能となる方向で審議されていると承知しています。

したがって、このような農業を巡る様々な環境の中で、都市農業を視野に入れますと、今回の見直しの方向性は現実的ではないかと期待しています。さらに、6次産業化については、都市農業だけではなく全国的にいろいろ推進されており、例えば通信販売を使った直売であるとか、あるいは商業、工業と連携して、必ずしも農業者が雇用せずとも、原料・材料として農産物を提供することで連携も進んでいるように思います。今後の御議論の中で、都市農業の問題や6次産業化の問題など、今日御提案がありましたような方向で、現実の状況を把握するに適切な見直しが進むことを期待したいと思います。よろしくをお願いします。

○西村委員長 どうもありがとうございます。以上の2点について、かなりスペシフィックな話でしたが、説明者から何か付け加えるところはありますか。

○総務省政策統括官室 特段ありませんが、ただ今の御指摘の観点も含めまして、慎重かつ丁寧に議論を進めてまいりたいと考えているところです。

○清原委員 ありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。今の点は、従来から、こういうものの審議については、過去の経緯とかいろいろなところからになりがちで、新しい考えがなかなか入りにくいということもありましたが、今のような形で新しい視点を入れていただくことはとても大切だと思います。特に2番目の点は、なかなか調べるのが難しいように思いますので、どのような形で進めるか方向性を考えながら、部会の中で審議していただきたいと思います。

それでは、本件につきましては、今の御意見も踏まえまして産業統計部会で御審議いただき、その結果について、本委員会に御報告いただくこととしたいと思います。河井部長は本日御欠席ですが、産業統計部会の皆様、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第 115 号「海面漁業生産統計調査の変更について」の諮問についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○総務省政策統括官室 それでは、説明させていただきます。

資料 4-2 にありますように、農林水産大臣から海面漁業生産統計調査の変更について申請がありましたことから、その承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。

それでは、資料 4-1 の諮問の概要に沿って説明いたします。

まず1ページですが、前回調査の概要になります。本調査の目的は、海面漁業生産に関する実態を明らかにして、水産行政の基礎資料を整備することを目的としております。調査の沿革ですが、本調査は昭和26年から開始されており、以降毎年実施されております。昭和48年から現在の名称の「海面漁業生産統計調査」に変更しております。

本調査は、稼働量調査票、海面漁業漁獲統計調査票、海面養殖業収穫統計調査票の3つの調査票から構成されており、稼働量調査票は、かつお・まぐろ類に係る漁業種類のうち、漁獲成績報告書等が活用できない漁業種類の漁業経営体の全数から、使用した漁船、漁業種類、出漁日数等を調査しております。そのほかの2つの調査票については、漁業協同組合や産地魚市場などの水揚げ機関と、そこで把握できない漁業経営体の全数を調査対象としまして、魚種別の漁獲量、収穫量などを調査しております。

調査方法は、水揚げ機関は調査員調査、漁業経営体は郵送調査で実施しております。

次に、2ページ、3ページの利活用状況ですが、水産基本計画における水産物の自給率目標の策定・評価のための基礎資料や、海洋生物資源の保存・管理を行うための特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量の設定の資料として利用されております。

3ページ下の本調査の計画の背景ですが、本調査は、平成18年に本委員会の前身の統計審議会に諮問・答申を行ってから、大きな変更は行っておりません。このため、施策ニーズの変化に伴う本調査結果の利活用状況の変化を踏まえ、今回見直しを行うものです。

4ページ目からは、今回の変更事項になります。

変更の1つ目として、稼働量調査の廃止です。前回の変更の際に、漁獲成績報告書が活用できないものを残したのですが、「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約」により設置されましたWCPFCにおける資源管理の環境変化や、この10年の本調査の結果の蓄積から、稼働量調査票の結果の利活用ニーズが乏しくなったため、廃止するものです。

次に、今回からオンラインによる調査を新たに導入することとしております。5ページ目です。本調査の結果公表は、概要として調査実施年の4月30日に、詳細としてその後逐次公表することとしておりましたが、詳細の結果公表の中で公表しておりました漁業種類別・魚種別漁獲量を概要での公表に変更するものです。また、都道府県別に集計している漁業種類別漁獲量、魚種別漁獲量に大海区別、5ページ右下にあります9つの区分で、日本の海を区分しておりますが、そちらを概要の公表に追加するものです。これらを概要に追加することで、その作成期間が必要なために、概要の公表時期を調査実施年の4月30日から1か月遅くして、5月30日に変更するものです。

6ページ目にいきまして、利活用ニーズの低い集計表を廃止して、集計事務を効率化するという変更です。海面漁業漁獲統計調査におきましては、特殊魚種別漁獲量の集計を廃止します。特殊魚種別というのは、生き餌として販売している「まいわし」、「かたくちいわし」、増養殖向け種苗採捕量のぶり類、「しらすうなぎ」、海産稚あゆ、海産ほ乳類捕獲頭数のいるか類、くじら類のことです。これらは漁獲量も減っていることから、廃止するというものです。また、あまり利活用されていないため、市町村別の集計を廃止した

いというものです。海面養殖業収穫統計調査におきましては、利活用が少ない大海区、県別大海区別の集計、海面養殖魚種別収穫量の市町村別集計を廃止します。

7 ページですが、前回答申時の課題への対応状況につきましては、未諮問基幹統計の確認審議を行っていただいた際に確認いただき、漁業センサスと漁業就業動向調査との結果の推移にかい離は見られず、漁業就業動向調査において漁業経営体数は的確に把握されていると判断していただいておりますが、未諮問基幹統計の確認審議の際に、今後の取組の方向性で指摘された事項がありますので、その対応状況につきまして、部会審議において確認していただきたいと考えております。

部会では、8 ページに記載してあるように、主な論点を審議していただくことを考えております。今回の変更内容や対応状況についての確認という形で記載しております。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は産業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御意見、あるいは御質問等はございますか。

それでは、本件については産業統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくこととしたいと思います。産業統計部会の皆様、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会で審議されている諮問第 113 号「中間年における経済構造統計の整備」に関する審議状況について、西郷部会長から御報告をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、報告させていただきます。資料 5 になります。

今回の諮問に関しましては、諮問そのものが 2 段階で行われておりまして、まず上位概念としての基幹統計の整備について、その 1 という形で 3 月の統計委員会に諮問されて、その基幹統計を作成するための具体的な手段となる基幹統計調査の再編については、その 2 という形で 4 月に諮問されております。そのうち 1 回目の合同部会においては、その 1 について審議しましたけれども、こちらに関しましては 4 月の委員会で報告させていただきました。今日は、部会の勘定の仕方からすると 2 回目と 3 回目、それぞれ 4 月 26 日と 5 月 18 日に行われておりますけれども、その 2 段階目の、その 2 の審議としましては 1 回目と 2 回目に当たります基幹統計調査の再編の審議状況について、報告をさせていただきます。

議事の概要につきましては、2 回目、その 2、2 段階目の 1 回目ということですがけれども、そちらだけ添付しております。3 回目の議事概要につきましては、3 回目が先週行われたということもあり、まだ議事概要が確定しておりませんので、今日はお配りしていません。来月の統計委員会において 3 回目の議事概要については配布させていただきたいと思います。本日は口頭での報告となることを御了承ください。

まず資料 5 を御覧いただきまして、この合同部会、いくつかの調査が対象となります。1 ページ目にローマ数字で経済センサス - 基礎調査があつて、同じ 1 ページ目に大きな II

で経済構造実態調査、めくっていただきますと、ローマ数字のⅢとⅣとで、それぞれ工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査について審議をするということになっております。

2回目、3回目、2段階目の勘定の仕方と言うと1回目と2回目の部会に関しましては、これらのうち経済センサス - 基礎調査、経済構造実態調査等を実施していく上に当たって名簿情報を提供する経済センサス - 基礎調査について審議をいたしました。

この経済センサス - 基礎調査は、事業所、企業を対象とする統計調査ですが、報告者を効率的に選定する際の基盤となる事業所母集団データベースの整備に役立つということを中心とした目的として行われるものです。特に今回は通常の経済センサス - 基礎調査と大分趣が異なっておりまして、まずは民営事業所を対象とする甲調査について、新たに法人番号の付番情報から追加した約160万企業を調査対象名簿に加えているということ。それから、来年6月1日からになります、10カ月間をかけて、いわゆるローリング調査と通称で呼んでおりますけれども、ローリング調査を導入して、全国の民営企業、事業所について順次、外観からの確認によって活動状況を把握した上で、新規に把握した企業、事業所に対してのみ調査票を配布して、主な事業の内容や年間総売上金額等の基礎的な情報を把握するということになっています。

これらにつきまして、委員の皆様から、資料5の審議の状況の欄①と②に記載しているのですが、法人企業数のかい離を解消し、160万新たに名簿に付け加わることになりますので、よりの確な母集団情報の整備に資するものであるという御意見や、外観調査や事業所を順次調査するローリング調査を新たに導入することによって、報告者及び調査員双方の負担軽減を図りつつ――調査業務が平準化されるような形になりますので、その意味で負担軽減が図られて、事業所の存廃の実態を随時把握していくということになりますから、こちらが評価できるだろうという御意見がございました。その一方で、事業所母集団データベースのよりの確な整備を推進する一環として、今後も何らかの確認作業は必要という御指摘もあったのですが、今まで光の当たっていなかった160万企業に今回新たに光が当たるといふ形になりますので、そのことは非常に評価が高くて、調査計画全体としておおむね適当というふうに整理をいたしました。

しかしながら、以下2点に関しては今後の課題として取り上げるべきではないかという御意見もいただいております。資料5の審議状況の、黒いひし形で記載してあるところが2点ございますけれども、そのうちの1点目、「ただし」という文言で始まる部分です。今回の取組によって法人企業に関しては、法人番号で新規の事業所、企業というのを把握しておりますので、法人企業については一定の整理がなされるものと思われまして。これに関しては委員会でも従前からいろいろ御指摘いただいておりますし、私自身も大変期待しておりますけれども、その一方で、例えば個人事業所などについてはまだ更に工夫が必要である。こちらに関しては行政記録情報等を更に活用することによって、一層的に事業所を捉え、母集団情報の整備の向上を検討する必要があるという御意見が1つございました。

2点目に関しては、先ほど、今回非常に、いつもと趣が違っていると言ったことの1つになるわけなのですけれども、調査票の対象となる新規の事業所を把握して、その新規の事業所、今回新しく把握される事業所についてだけ集計、公表が行われるというような格好になります。そのこと自体は、調査関係者にとっては非常に有用な情報が提供されるということで、有用ではあるのですけれども、例えば一般のユーザーを考えたときに、その数字をどのように扱うべきなのかということについては、よほど慎重な説明が必要であるという御指摘がありました。このため、調査の結果の公表に当たりましては、利活用上の注意点や留意点等、情報提供の工夫を充実して、有用性の確保、向上を図る必要があるという御指摘がございました。

これらにつきましては、資料5の2ページ目の下になりますけれども、今後の課題として指摘することを想定、まだ審議中の事項ですので、どのような形で今後の課題に記載するかはまだ決着しておりませんが、答申案の作成の段階で改めて取扱いを検討することとしたいと思っています。また、審議の状況の欄の冒頭に記載した認識を踏まえて、データベース整備のために今後どのような確認作業が望ましいかといったことについても今後の課題に記載するということを検討しております。

以上がIの経済センサス - 基礎調査に関する審議結果についての報告になります。

続きまして、第3回目の部会の残り時間の許す限りにおいて、経済構造実態調査について説明をしていただきました。本格的な議論は第4回からですが、こちらに先立ちまして経済構造実態調査について、経緯、必要性、計画の概要について説明をしていただいております。

本調査、経済構造実態調査については、3月の統計委員会において諮問して、4月3日の第1回の部会で、その1、基幹統計の再編を実現する手段として重要な位置付けである統計調査となっているわけですが、そのように、その1で基幹統計の再編を既に議論して、決着していただいておりますので、経済構造実態調査の必要性そのものについては、特段の異論はなく、部会として承認されました。

その後、審議協力者のお二人の方から、本調査について疑問や要望等をいただいております。具体的には、報告者の負担軽減に向けた配慮であるとか、調査事項、特に費用項目に関して記載方法を明確化してほしいということとか、現行の特定サービス産業実態調査の業種特殊事項を引き継ぐ乙調査の位置付けをどのようにするのか、これらの点について4回目以降の部会できちんと話し合っしてほしいという御要望をいただいております。これらの点につきましては、次回、4回目以降の部会で審議していきたいと思っております。

部会の審議状況については以上です。今後の予定としましては、第4回の部会を5月31日に開催して、第5回、第6回をそれぞれ6月14日、6月28日に開催することを予定しております。その結果につきましては6月の統計委員会において報告をさせていただきます。

説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。今回一括諮問されている複数の統計調査のうち、まず経済センサス - 基礎調査について審議されたということでしたが、事業所母集団の

データをより正確に更新していくためには非常に重要な作業で、何らかの現場確認作業は今後も必要だと思っています。こちらが将来的にも今回のような調査形態であるのかどうかということについては、実は状況次第で変わっていくと思います。少なくとも今回、調査に係る業務負担及び報告者負担の軽減に配慮して計画が策定されているということは、画期的なことだと認識しております。

また、商業統計調査や特定サービス産業実態調査などを統合・再編して計画されています経済構造実態調査については、次回以降、本格的に議論されるとのことですが、これはGDPに大宗を占める分野のデータを毎年継続的に把握するという点で、非常に画期的なことでもあります。毎年調査にすることによる報告者負担への配慮を含めて、西郷部会長をはじめ、部会審議に参加されている委員の皆様におかれましては、引き続き御審議のほどお願いいたします。これはなかなか難しい、トレードオフも幾つかありますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ただ今の資料5の2ページでは、5回目の合同部会で工業統計調査の議論が予定されておりますが、この工業統計調査に関連して、1点確認をお願いしたいと思います。実は先日、大阪府下の市町村の統計主管課長が集まる会議に講師として出席する機会がありました。その際、質疑応答の中で、2020年における統計業務の輻輳に伴う実査調査の軽減ということについて御意見をいただきました。

2020年は、先ほど諮問のありました2月の農林業センサスに始まり、6月の工業統計調査、そして10月には国勢調査と、都道府県、市区町村経由での調査員調査が続くこととなります。地方公共団体においてもリソースは限られている中で、その負担軽減は喫緊かつ深刻な問題と考えますが、この点について議論する予定であるかどうかについて、お願いしたいと思います。

○総務省政策統括官室 それでは、事務局からお答えしたいと思います。ただ今御指摘がございましたように、2020年の地方公共団体統計主管課におきましては、国勢調査につきまして事前の事務打ち合わせ会の開催、調査員、指導員の確保などの準備作業が5月末ごろから開始される見込みです。御指摘のように、6月実施が予定されている工業統計調査の事務との輻輳は避けられないと考えられます。この事務輻輳をいかに緩和するかは、私どもにおきましても重要な課題と認識しているところでございます。

一方で、工業統計調査の実施時期につきましては、基準年の調査でございます経済センサス―活動調査との比較可能性の確保、また報告者である企業の決算公表時期への配慮、そしてGDP年次推計の結果提供時期などを総合的に勘案しまして、平成28年1月の本委員会答申に基づき6月に変更したという経緯もございます。

実査事務の輻輳問題につきましては、現在のところ、この合同部会の審議におきまして明確な論点としては位置付けられていないものの、地方公共団体からの要望も踏まえつつ、事務輻輳に関して何らかの方策が考えられないかという審議を行う方向で、西郷部会長をはじめ、両部会長とも御相談してまいりたいと考えているところです。

○西村委員長 ありがとうございます。この点は、わざと輻輳するようにしたわけではないので、仕方がないのですが、これを機会に、何らかの形で地方との情報の流れをよくし

たりしながら、問題がないような形で進めたいと思います。問題がないようにというのは多分無理だと思うのですが、やはり問題がいろいろ出てくるとは思います。それをできるだけよい形で一緒に乗り越えていくという形で考えていきたいです。当然、統計というのは、最後に出てくる統計も大事ですが、統計を調べるところが非常に重要ですので、その辺のことを鑑みて、統計委員会としてもきちんと考えていくという姿勢でこれからも進めていきたいです。ありがとうございます。

では、今申し上げた点も含めて、部会で議論していただきたいです。よろしくお願いします。

それでは、「企業向けサービス価格指数・2015年基準改定の基本方針」についての議事に入ります。

企業向けサービス価格指数は日本銀行が作成する統計であるため、基本計画には記載していませんが、基本計画に係る審議において、統計委員会に対して適切に情報を提供するように要請した経緯がございます。日本銀行は5月22日に基準改定に係る基本方針を公表し、意見募集を開始したとのことです。今回、統計委員会において御説明いただくこととしました。

それでは、日本銀行から、よろしくお願いします。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 日本銀行でございます。企業向けサービス価格指数について説明いたします。

最初に、お手元の資料6を御覧ください。その中で、まず図表15を御覧いただければと思いますが、私どもがこちらに参りましたのは、先ほど委員長からもお話がありまして、5月22日に企業向けサービス価格指数の2015年基準改定の基本方針について公表したわけですが、この背景ですけれども、5年ごとの基準改定の機会を捉えまして、皆様ご存知のとおり、統計改革の基本方針の中に記載してございます幾つかの点についてめどを付けたということで、説明に参った次第です。

日本銀行では、GDPのデフレーター推計の精緻化に資するべく今取り組んでいるわけですが、(1)のように、皆様御存知とは思いますが、経済財政諮問会議で打ち出された統計改革の基本方針で、(2)のように、赤字で記載しております卸売サービス、特許貸出サービスについて新たに調査することにつきまして、2018年央までに結論を得て、次回の基準改定、2019年央より実施を求められています。

その下、2017年5月の統計改革推進会議の「最終取りまとめ」でも、企業向けサービス価格指数における卸売サービス価格等の捕捉との記述があります。この企業向けサービス価格指数における卸売サービス価格等の捕捉、「等」といいますのは特許貸出サービスですけれども、この実査のめどが付いたということで、5月22日に公表したわけでございます。まさに2018年央というのが今現在ですので、予定どおり進んでいるということです。

それでは、内容について、最初から説明してまいりたいと思います。

まず、企業向けサービス価格指数ですが、日本銀行では、このほかにかつて卸売物価指数と言われまして、明治20年以降、130年を超える歴史のある統計を作成していますが、

企業向けサービス価格指数、略してS P P Iと申しておりますものは、この企業物価指数と対となるサービスの物価統計でございます。経済構造のサービス化の進展に伴いまして、1980年以降の指数を1991年より作成しています。その後、5年ごとに基準改定を行ってきておりますが、今回もその5年目に当たるということになります。

1枚おめくりいただきまして、基準改定のポイントです。もう1枚おめくりいただきまして図表1、S P P I 2015年基準改定のポイントでございますが、まずポイントの1つ目、経済・産業構造の変化等への対応です。情報通信技術の高度化や企業のリスク管理意識の高まりなど、前回基準改定以降に生じた変化を踏まえまして、ここに記載してあります「組込みソフトウェア」、「ポータルサイト・サーバー運営」、「賠償責任保険」などを新たに取り込むほか、デフレーター機能を強化する目的で、「不動産仲介・管理」、「テレビ番組制作」などの調査を開始いたします。詳細は後ほど、もう一度触れます。

2つ目は指数精度の改善に向けた取組でございます。「損害保険」、「インターネット広告」など、多くの品目で価格調査方法の見直しや品質評価軸の設定等に取り組みまして、指数精度の向上に努めてまいります。

3点目、こちらが先ほど申しました「政府の統計改革への貢献」でございますけれども、卸売サービス、特許貸出サービスを新たに調査対象とするということと言及を受けましたが、昨年来、私どもでは概念整理、それから企業への協力依頼などを行いながら、その実現可能性を探ってきておりました。本件に関する作業は大きなリソースを必要としましたけれども、各方面からの御支援もいただきまして、実現に向けためどが立ちつつあります。

図表2でございます。2015年基準S P P Iの調査対象、それから指数体系ですけれども、原則として現行基準を踏襲いたします。左の(1)調査対象は、企業間のサービスの価格であるということ、それから(2)指数体系でございますが、基本分類指数、参考指数、基本的な形は変わらないのですが、そこに赤字で記載しました部分、卸売サービス価格指数を独立した表章で設けます。こちらを四半期調査として公表を開始いたします。それから、先ほど特許貸出サービスと申しましたが、業界の方々にお話を聞きまして、内容は変わらないのですが、名称は知的財産ライセンスという形に変えまして、こちらにつきまして輸出入取引について調査を開始するということでございます。現在、輸出・輸入サービス価格指数というのは運輸等で調べているのですが、そこに並びという形で知的財産ライセンスという項目を設けまして、これを独立で公表するという形にいたします。

おめくりいただきまして、先ほど申しましたポイントの1つ目の経済・産業構造の変化等への対応ということでございます。

図表3、我が国のサービス産業の規模でございますが、左側の名目付加価値ベース、それから右側の就業者数ベースで見ましても、足元では7割を超えるということです。広義のサービス産業でございますが7割を超えてきているということで、サービス産業の重要性が分かるかと思えます。

図表4でございます。新しいサービスの取り込みについて、まずキーワードで整理いたしました。中身は後ほど説明しますが、このキーワードを申し上げますと、1つ目としましては、I o T化の進展、2つ目はアドテクノロジーの進歩と実用化、それからポータル

サイトの多様化、セキュリティ意識の高まり、人手不足や働き方改革への対応、2008 S N A移行を受けた取り組みということで、このようなものをキーワードにしまして、新たなサービスの取り込みを考えていきました。

まず1つ目に挙げましたI o T化の進展でございます。図表5ですけれども、技術進歩によりまして、様々なものがインターネットにつながるI o T化が進展しているということです。例えば、(2)に挙げておりますが、I o Tを活用しました工場稼働管理システムというものが最近出てきているのですけれども、これをS P P Iの構成品目の1つでありますシステム等管理運営受託という品目の中でこの価格動向を取り込むほか、(3) I o T機器の制御システムの開発を組込みソフトウェアとして、現在設けております受託開発ソフトウェアからこの分野を独立させて表章するということです。こちら組込みソフトウェアは、具体的には自動車の安全運転の機能とか、そのようなシステムを外注して自動車会社に取り込んで、車の中に組み込んでいるというようなものが主体になります。

1枚おめくりいただきまして、ポータルサイトの多様化というところでございます。近年、旅行や不動産といった特定分野に特化して商品・サービスの情報を網羅的に提供することで、企業と消費者のマッチングを促す専門ポータルサイトが増えております。こうしたサイトへの掲載料や成約手数料などを正確に把握するために、「ポータルサイト・サーバー運営」という品目を作りまして、現行この手のインターネットのサービスは、インターネット付随サービスというところにごちゃ混ぜに入っているのですが、これを取り出して独立表章するということにいたします。例えば、典型的に言えば、ふるさと納税のサイトというのが幾つかありまして、このようなサイトが自治体に提示する掲載料などを取り込んでいきます。ふるさと納税の利用は、この右下のグラフにあるように一気に増えてきているということで、その専用のサイトというのが幾つか立ち上がっているというところでございます。

次、図表7、人手不足や働き方改革への対応でございます。働き方改革、それだけではないのですけれども、近年、多くの企業では生産性を向上させるために、中核業務ではないもの、非中核業務の外注化を進めております。例えば定型的な給与計算であるとか庶務事務とかの代行をするという業者が出てきておりますので、その部分を取り込んでいきます。具体的には、現状では情報処理サービスという品目があるのですが、そこから受託計算サービスという形で切り出して、この部分が分かるような表章といたします。また、現行の「パッケージソフトウェア」という中から、R P A、最近はやりの話ですが、業務を自動化するソフトウェアロボット、私どもの物価統計を作るときにもこのようなことが活用できないかと、今、内部で検討したりしているものですが、このようなことを実現するソフトウェアの価格動向を取り込んでいこうと思っております。

それから、働きやすい職場環境整備が求められる中、現在、従業員のストレスチェックが義務化されていることを受けまして、これを取り込んでいくことといたします。「保健衛生」という品目を新たに立てまして、メンタルヘルス対策サービスなどを取り込んでいくことを考えております。

図表 8、こちらは GDP 統計の作成基準が 2008 SNA へ移行したことを受けた取組でございませう。この中で、例えば住宅・宅地の売買における仲介手数料が総固定資本形成として記録されることとなったことなどを踏まえまして、「不動産仲介・管理」を新設して取り込むことを検討しております。不動産の仲介手数料というのは、大体、物に応じて手数料率が決まっております、それに物件の価格を掛けて手数料を設定するというケースになっております。結構大きな産業であります、私どもなかなかこちらをとることができなかったのですが、不動産価格指数などが整備されてきておりましたので、これを価格指数として用いまして、企業から手数料率を調査するという形で、これを掛け合わせて設定することが可能になったことで、この調査を開始しようと思っております。

次の GDP 統計の基準改定で、娯楽作品の原本が総固定資本形成に計上される予定であるということを取先行し、その中のほんの一部ではございませうけれども、新規品目として「テレビ番組制作」というものの設定を検討いたします。定番番組の制作コストなどを、テレビ局の協力を得まして、テレビ局と制作会社との間の取引価格を取り込んでいくことを考えております。

以上のようなお話を踏まえまして、図表 9 には品目分類編成の見直しを掲げております。新規に設定するもの、分割するもの、いろいろ掲げております。新規採用品目は (1) のところに挙げておりますが、今申し上げたようなものなどを並べております。(2) は分割品目で、今までもとっていたのですが、その分割の仕方を変えるというものでございませう。陸上貨物輸送の中では、利用形態によって分けていたものを産業別に分ける形をとってみたり、(2) の一番下の方にあります労働者派遣サービスについてですけれども、今まで事務職とその他ということで分けていたのですが、専門技術者、SE が中心になりますけれども、SE の派遣、事務・販売の派遣、それから製造・物流派遣という形で、使いやすい形の分割を考えております。

それから、図表 10、今度は統合です。この基準改定でかなりコストがかかる統計になるということなので、一方では合理化を図るということもありますし、いろいろ企業にも負担をおかけしておりますので、そこを簡素化するという意味も含めまして、あるいは実態に合わせるということも含めて、統合も行います。

左の方にあります金融関係の手数料が非常に細かかったのですが、これを統合して、企業の回答が得やすいようにするであるとか、右の方の下段に携帯電話・PHS と移動データ通信専用サービスとありますが、これを統合する。最近、スマホ、携帯電話の世界では、通信と通話の料金は一体化されておりますので、分けること自体が難しくなっておりますので、これを統合して「移動電気通信」とするといったことを考えております。

図表 11 は、この結果、私どもの S P P I の採用カバレッジがどうなるかということでございます。下の (1) 採用カバレッジ変化のイメージの左の灰色の縦棒グラフですけれども、現行は 50.5%、サービス産業全体の半分ぐらいのところのカバレッジですが、今申し上げたようなことを含めまして、何とか 50% 台の半ばまで持っていこうと考えております。さらに、その横に卸売含むベース、これから卸売の話も申し上げますけれども、そこまで含めると、卸売サービス産業は非常に大きいということでございますので、一

気に 70%程度までカバレッジが拡大するということになります。右の採用カバレッジの推移ですが、1985 年基準から私ども、ゆっくりとカバレッジを拡大してきたのですが、卸まで含めれば、かなりカバレッジは広がるという形になってまいります。

次は、指数精度の改善に向けた取り組みでございます。図表 12 で今回の取組を説明いたします。

指数精度ですが、例えば企業物価指数が対象といたします財とは異なり、企業向けサービス価格指数が対象としますのはサービスでございます。価格の測定単位や品質評価の軸の設定が難しいという問題点がございます。例えば財、仮に鉄だとしますと、鉄の価格単位はトン当たりというのが一般的だと思いますが、サービスにおきまして資金決済サービスなどという問題を取り上げた場合には、これは金額当たりで手数料が取られるのか、1 件当たりで取られるのかという取引実態の問題もありますし、概念としても、このようなどの判断が難しいところがございます。それから、品質を調査する軸というの、財も結構難しいのですが、例えばパソコンであれば RAM の容量であるとか計算スピードといった性能でいいのだと思いますけれども、職業紹介サービスの品質の評価軸は一体何だと言われましても、1 人当たりということでもいいのかもしれませんが、同じ人が毎月紹介されていない中でこれをそろえていくというのは、なかなか難しい問題です。

こうした中でも私どもいくつかトライをしております。テレビ広告の価格単位は放映時間かける視聴率であるという定義にしてみたりとか、事務所賃貸の品質評価軸は、平米当たりのほかに築年数も勘案したりということで、いろいろな努力をしております。

今回検討しましたのは、この下の表にありますように、損害保険の品質評価軸としてリスク量を勘案してはどうか、あるいはテレビ広告の価格単位、今申しましたけれども、リアルタイムの視聴率に加えて録画の視聴率を加えたらどうかということ。これは現行基準から何とか取り込んでいこうと考えているものですが、このようなものがありますし、インターネット広告の価格単位は、単にインターネットに広告を表示したというだけではなくて、実際の商品購入に結び付いたかどうかということも評価軸に加えていこうと。これは後ほど説明しますが、業界ではコンバージョン当たりという言い方をしますけれども、このような単位を導入するであるとか、あるいは、ソフトウェア開発などでは労働時間当たり単価というものを導入しているのですけれども、この中で労働生産性の変化を加味できないかといった点を考えております。

次、図表 13、今申し上げた 1 つ目の損害保険のリスク変動を考慮するという取組でございます。保険サービスの品質は補償の内容だけではありませんで、保険がカバーするリスクとともに変化いたします。そこで、このリスク量を品質評価の軸として設定しまして、リスク量一定下の保険料を調査するというのを考えています。

下の (1) 保険料は、リスク量の変動を受ける純保険料の上に、保険会社の費用や利潤であります付加保険料を乗せて設定されておりますけれども、保険料の純粋な変動部分は付加保険料の変化分のみと考えまして、この純保険料の変化分は控除します。例えば、右のグラフに自動車保険、こちらは任意ですけれども、グラフを掲げておりますが、車の安全性能の向上で事故率が下がっておりますので、リスク変動部分を控除した保険料は、表

面上の保険料を上回って推移するという形になっています。現行の私どもの統計は点線の形ですけれども、純保険料部分が下がっておりますので、付加保険料のところは相対的に上がるということで、この黒実線のような指数になるということでございます。これは実際できるかどうか、パブコメなどを得ながら考えていこうと思っておりますけれども、このようなこともトライしようと思っております。

それから図表 14 は、先ほど申しましたインターネット広告におけるコンバージョン単価調査でございます。例えば、広告といいましても新聞広告のようなものは、掲載の場所であるとか大きさに加えまして、想定発行部数といったもので価格が決まっております。インターネット広告の世界では、広告の表示の大きさに加え、下のポンチ絵左側の灰色のところにありますインプレッション、表示回数です。何回表示されたかということインプレッション単価とって、取引単位にしているものがございまして、ワンクリック、視聴者がクリックした回数で課金するクリック単価というものもございまして、これらに加えまして最近では、青で囲っておりますコンバージョンというもの、これは、実際の商品購入とか会員登録などに至った数をコンバージョン数と言いますが、このコンバージョン単価というもので価格を決めるものが出てきております。また、動画広告というものを皆様御覧になったかと思っておりますけれども、一定時間見たかどうかで課金するといったようなものもございまして。

このように広告の品質の評価軸が多様なものとなる中で、S P P I で捕捉すべき価格もこれらに合わせる必要が出てきております。取引価格の決定の実態に合わせて、S P P I でもコンバージョン単価とか動画の視聴単価ということも取り込んでいこうと思っております。

次は、政府の統計改革への貢献でございます。図表 15 は、先ほど申しましたとおりでございます。

図表 16 でございます。こちら卸売サービスの具体的内容について、説明いたします。卸売サービスとは何かということですが、卸売企業が提供するサービスと定義いたします。

(1) にございますように、卸売業者は仕入れ販売活動を通じまして、仕入れ先と販売先の双方に対しまして商流や物流といった機能を果たしております。それに付随した形で、(3) にあるように、いろいろな機能がございまして。例えば右の方にあります情報提供機能であるとか金融機能とか、あるいはプライベートブランドの開発といった研究開発機能、いろいろな機能を持っております。このようないろいろな機能を持つ複合サービスでありまして、卸売業というのは、(2) のところがございますように、名目GDPのシェアが第3位、卸売業 8.4%ということで、大きな付加価値を生み出す巨大産業になります。したがって、こちらについての価格調査をすることの意義は大きいと思っております。

図表 17 では卸売サービスの価格概念、それから調査の方法はどうするかということですが、卸売サービス価格の調査では、取扱い商品に関します諸条件、ここには内容、数量、取引先等記載してございますけれども、このようなサービスの品質を固定した上で、卸売マージン額を四半期ごとに調べるということを考えております。実際には調査先企業の価格管理の実態等を踏まえまして、販売単価と仕入れ単価、あるいは販売単価とマージン率

というものを調査しまして、下の数式のように、マージン、すなわち利幅を算出することといたします。調査先企業にとりましては、自らの儲け自体を報告するわけですので、販売単価や仕入れ単価を単独で報告するより抵抗感が強く、企業への調査協力依頼では非常に苦勞するということがございました。

図表 18、私どもでは、既に卸売サービスについての試験調査を実施しておりました。その試験調査との比較でございますけれども、日本銀行では 2014 年より、実務ノウハウの蓄積を目的としまして、2010 年をデータ始期として卸売サービスの価格の試験調査を行ってまいりました。試験調査では、調査範囲は食料・飲料卸、プラスチック卸、これは化学製品の川上製品の一部ですけれども、それから電子部品・デバイス卸、この 3 つのみを扱ってまいりましたが、本調査では、GDP の基礎統計である産業連関表の卸売部門全範囲に拡大しております。その際、企業のマージン管理体制がまちまちであるということが試験調査の中で判明しておりましたので、今まではマージン率のみをとっていたのですが、これに加えまして販売単価と仕入れ単価を両方聞くであるとか、販売単価とマージン率を聞くなど、いろいろな方法を用意しまして、企業の報告可能性を高めてきたということでございます。こちらを手元で加工しまして、マージン価格に変換するというところを行っています。

右下の円グラフを御覧いただきますと、販売単価と仕入れ単価の両方を教えていただける企業も結構多かったのですが、この調査方法が 64% に上ることになります。マージン率しか調べられない先もありますが、こちらにはインフレター、取扱い商品の価格指数を掛けることでマージン価格にするというようなことをします。6% の「その他（手数料率など）」とありますが、こちらは、仲介業などの産業はこのような形でとることもあります。

図表 19 に卸売サービス価格指数の公表項目を掲げております。業種の分け方は日本標準産業分類に従いますが、どこまで細かくするかはユーザーニーズと指数精度の維持可能性を考えて決定いたします。現時点では繊維卸、飲食料品卸など、5 分類をベースに考えております。生産物分類で本来的には区分するべきなのですが、こちらが整備されていない現状では産業分類の名称を用いて項目名としております。実際にはアクティビティーベースの個別取引における価格を集計したものとなっています。

それでは、図表 20 で、卸売サービス価格指数、現在まだ価格を回収中ですので、途中状態なのですが、今まで集められた価格を使って作った指数の試算値について説明いたします。

調査価格を見ますと、このマージンですが、結構大きく振れまして、ゼロあるいはマイナスになることもありますし、突然 2 倍、3 倍という形でマージンが振れることもございます。非常に個別には振れるものですが、今のところ 1,000 弱の数字が集まってきております。集計した結果は、下の左側のグラフの太い線の方でございまして、数% 以内のプラス・マイナス振れ幅で推移しております。

また、グラフの水色の細線が卸売サービスの対象商品の仕入れ価格になりますけれども、期間中に下がって上がっているという動きになっておりますが、卸売サービス価格、太線

を見ますと、2016 年ぐらいまではほぼ横ばいで、2017 年から上がっていくということです。2016 年中、商品価格が下がっている中でマージン価格が横ばいですので、こちらのマージン額は少し厚くなっていくという形をとっているということを意味します。2017 年以降、商品価格が上がるとともにマージン価格が上がっていきますので、それは販売価格を一定にしているのではなくて、きちんと転嫁していっているということが分かるかと思えます。業種別で見たものが右側のグラフでございますが、2017 年からマージンが厚くなっているようなものは、飲食料品卸であるとか、建築材料、鉱物・金属材料等卸になりますが、主に鋼材かと思えますけれども、このようなところのマージンが厚くなっていることが分かるかと思えます。

図表 21、今度は知的財産ライセンスサービスの概要でございます。特許貸出サービスという名前は、少し業界的にはしっくりこないということで、知的財産ライセンスという形で調査することにしたのでございますけれども、こちら知的財産ライセンスというのは、他社に対しまして自社が保有する特許権やノウハウなどの知的財産の使用許可を与える、これをライセンスするというふうに業界では申しておりますけれども、そのようなサービスと定義いたします。

(1) のように、ライセンスを受けた企業は、その知的財産を用いて商品を生産します。

(2) に国際収支統計の知的財産権等使用料の推移を示しておりますが、左側のグラフ、海外にライセンスアウトした知的財産等の使用料の受け取り額は年々増加し、直近では 5 兆円近くに上っております。これは、自動車産業を中心に本邦製造業の海外生産が増加し、その対価として海外現法から受け取るライセンス料が増えていることを示しております。右のグラフ、国内にライセンスインした知的財産等の使用料も増えておりまして、直近の支払い額は 2 兆円強でございます。こちらは医薬品であるとか情報通信機器等で、海外企業にライセンス料を支払いまして知的財産の使用権を得ているというケースが多く見られております。

おめくりいただきまして図表 22、知的財産ライセンスの価格概念と調査方法でございます。知的財産のライセンス料は、(1) のように、こちらを利用して生産した財の売上高に比例して設定されることが主流となっております。売上高に対しまして 3% であるとか 5% とかいったライセンス料率が設定されております。財の売り上げ数量が増えたり、財の価格が上がれば、比例的にライセンス料は増えるということになります。

ここで、(2) のように、知的財産ライセンスの価格を、ライセンス料を財の売り上げ数量で割った財 1 単位当たりのライセンス料と定義しますと、これは財の価格にライセンス料率を掛けたものと等しくなります。ライセンス料率は企業から調査いたします。財の価格の方は、品質を一定とする必要がありますので、そのような価格を調査先からもらう方法もありますし、もしそれが難しい場合には、各国の物価指数をインフレーターとして用いることといたします。実際には後者の例がほとんどでございます。

図表 23 では、輸出の場合のインフレーターとして何がよいかを比較したものでございます。(1) で見ますように、国内企業物価指数とか輸出物価指数を使ってしまえば、我々が作っている統計ですのでインフレーターとしては簡単なのでございますけれども、

海外で生産したものを日本の物価指数でインフレートするというのはおかしな話でございますので、それで実際、(2)で輸送用機器と医薬品の各国の生産者物価指数を並べておりますが、結構まちまちです。やはり適切なインフレーターを使わなければならないということが分かるかと思えます。やや面倒なのですが、ライセンス供与先の国の物価指数をインフレーターとして用います。逆に知的財産の輸入、日本が輸入した方は、日本で生産するわけですので日本の物価指数を使うということで、インフレーターの問題はそのように処理しようと思っております。

図表 24 に知的財産ライセンス価格指数の公表項目を掲げております。知的財産ライセンスにつきましては、GDP に直接影響を及ぼします輸出入の取引の価格指数を作成いたします。国内取引の方は規模が小さくて実査が難しいために、今回は見送ります。クロスボーダーの知的財産ライセンス料のやりとりは、各国の税務当局との交渉事でございますので、かなりしっかり決まっています。国内では、そのような問題がありませんので、あまりしっかりした取引ではありませんので、少しオーダーが違いまして数千億単位ということで、小さいので、こちらは今回は見送ります。

業種的にどのようなものがあるのかが(2)でございます。業種の特徴、輸出側を見ますと、半分以上が輸送用機器です。自動車の海外生産が知的財産のライセンスアウトの中心になります。そのほか医薬品とか情報通信機器とありますけれども、輸送用機器が圧倒的に大きいので、(1)の上の段にありますように、輸送用機器の知的財産ライセンスは独立して表章しようと考えております。残りは、除く輸送用機器というような形で表章します。

下の段、輸入の方は、医薬品、情報通信機器、情報通信など、ばらけておりまして、金額も輸出の半分程度でございますので、こちらは1本で公表しようと考えております。

知的財産ライセンスの価格指数の試算値を図表 25 で挙げております。こちらも現在までに回収した調査価格のみで算出したものでございますが、輸出入とも、一度決めた料率は、これも税務当局との交渉がございますので、そうそう改定されるものではございませんから、(1)のグラフで動きをあらわしておりますが、主としてインフレーターや、各国の物価指数を円換算する際の為替の変動の影響によるものです。

(2)の折れ線グラフは、先ほどの国際収支統計の産業財産権等使用料を、左に掲げております輸出の指数で割り込んだ実質値としたものでございます。そうすると、知的財産ライセンスの価格は右肩上がりであるということが分かりますけれども、これを例えば、縦棒グラフにしております我が国完成車メーカーの海外生産台数と比較しますと、同じように増加トレンドをたどっているということが分かります。実質値と等しいということになります。

そのように知的財産ライセンス価格指数の試算値を作ろうと思っておりますが、これからの、このような卸売サービス価格指数、知的財産ライセンス指数、本来の基準改定、このようなものを一括して5月22日に公表したわけでございますが、ここに挙げておりますハンドアウトのほかに、論文を2本、日本銀行のホームページに掲げております。こちらでは今の説明を詳細に記載しておりますので、こちらを御覧いただきまして、最後の

ページにございますように8月22日までパブリックコメントを受け付けておまして、それまでに私どもお伺いすることもあろうかと思いますが、御意見等ございましたら、このハンドアウトのほか、そちらの論文も御覧いただきまして、御意見をお寄せいただければと思います。こちらを踏まえまして、来年の前半には最終案を公表しまして、2019年の中頃には改定結果を公表し、2015年基準指数へ移行するという形で、政府とのお約束を果たしたいと思っております。

最後に、私ども、このような作業をする上では、非常に負担が大きかったということをつけ足させていただこうと思っております。先ほどカバレッジが5割程度から7割程度まで拡大するという事を申し上げましたけれども、この結果、S P P Iの調査価格数は、現行3,500程度ですが、こちらが1,500増えまして、1,500は約4割増えるということで、5,000程度まで増えます。日本銀行の物価統計の作成作業者は約20名となりますので、1人当たりの担当数は、単純平均で、現行の175から250まで増えます。一方で、同じこの20人で財の方、C G P Iの調査価格も調べておまして、こちらの価格数は約8,600。これは1人当たり430ですので、合計しますと、1人当たり600だったものが680へと、1割強増加することになります。加えて、今申し上げましたとおり、価格調査方法も更に高度化、複雑化する中で担当者の負担が高まるため、一段の作業効率化を図るなどして対応することが必要となっています。その一環として、先ほど申し上げましたR P Aであるとか、あるいはオンライン調査といったことも考えながら、私どもではこのような負担を抱えて行っていこうと考えております。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。日本銀行の御説明に対して御質問、あるいは御意見等ございますか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 御説明どうもありがとうございました。新規項目6項目を含め、さらに卸売を含めてカバレッジが7割になるという、これは大変画期的なことだと思います。新項目については、テレビ番組1つとっても非常に大変なことだと思いますので、最後に御説明がありましたけれども、非常に大変な御負担になると思いますが、このようなことが行われるのは非常に大きく評価したいと思います。

その上いくつか質問があるのですけれども、図表17の卸売サービスについてですが、最初に記載してあります「商品の内容、数量、取引先、取引条件等によって規定される品質を固定した上で」、これは銘柄のようなものだと思うのですが、これを5項目に分けて入れるわけですけれども、各項目で銘柄の数ほどのぐらになるのかという、イメージでいいのですけれども、こちらを教えていただければと思います。

それから、図表20に関して、これはウエート付けするわけですが、当然2015年のマージン額でウエートしているということによろしいのですか。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 2015年。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 ウエートが、2015年のウエート。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 そのとおりです。

○中村委員 それから、図表 22 について、ライセンス料率を調べると。これは国内企業からヒアリングをするということによろしいわけですか。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 そうです。基本は国内企業で、外資系の企業もございますが、海外の企業に聞きにいつているわけではないです。

○中村委員 その場合には、その料率を掛ける分、売上高は、これは海外で聞かなければいけないような気がいたしますが、そういうことになるわけですか。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 売上高といいますか、結局、売上高は数量と価格に分解されますので、価格の方が聞ければ価格指数は作れます。

○中村委員 そうですか。その際、今御説明で、税務当局が係わっているというようなお話がありましたが、その辺のことをもう少し教えていただければと思います。

以上です。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 これは日本の企業が海外子会社で生産した場合、その生産した金額を日本に利益還流する場合に移転価格というものがございまして、こちらは恣意的に、例えば海外から日本に還流させると現地での税金が取れなくなりますので、一定のルールが必要であるということになります。3者協議というのが行われまして、日本の税務当局、現地の税務当局、それから企業の間で妥当なところを探るということが行われます。こちらは税務当局が絡んでいるということで、これは一旦決めたら、修正するのにまた同じことをすると結構コストがかかりますので、大体1回決めたら変わらないというのが相場でございます。変わることもございますけれども、そういうことになります。

先ほど最初の御質問にありました図表 19、5項目で公表するということですが、最終の着地はまだ考えておりません。今のところ1,000ぐらいで作っていかうと思っております、それぞれこの項目ごとのウエートの大きさと、それから価格変動の大きさによって、どの程度とるかという最終着地を決めていかうと思っております、まだどのぐらいにするかは決めておりません。母集団の動きというのが、価格ですので、全体としてどのような動きをしているかというのは実際、実査しながらでないと分かりません。この産業の大きさは分かっているのですけれども、ボラティリティというのが見えていけませんので、いろいろとりながら、実は結構激しく振れている場合には、もう少しとらなくてはいけないかという作業を今進めているところでございます、全体として1,000ぐらいありますので、5で割れば200ぐらいずつという形です。

以上です。

○中村委員 ありがとうございます。

○西村委員長 どうもありがとうございます。ほかに御意見等。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 まだ時間、大丈夫ですか。

○西村委員長 大丈夫です。

○西郷委員 ありがとうございます。2つございまして、1つは御報告者に対する質問というか、感想になります。もう一つは西村委員長にお伺いするようなことになります。

1つは、私の印象に基づいている感想になりますので、あるいは間違っているかもしれませんが、私は、日本銀行が従前、卸売物価指数を公表していたときから、名称を変えて企業物価指数であるとか企業向けサービス価格指数であるとか、名称を変更したというときに、かなり大きな方針変更というのでも同時に行われて、流通段階というのは非常に捉えるのが難しいので、生産者の側にだんだん価格調査のポイントというのを寄せていこうというような方針がだんだん徹底されてきて、だからこそ卸売物価指数と呼ぶのは少し語弊があるから名称を変えようと、そういうふうには卸売段階は非常に捉えにくいものだから、価格指数の意味をはっきりさせるために、むしろ生産者の方で価格を捉えようというふうに大きな方針が決められていたのかと、思っていたのです。

ところが今回、外部からのリクエストということなので、こちらに対応したということですから、必ずしも日本銀行の中での方針というのとはまた少し違うかもしれませんが、卸売サービス価格指数を公表するようになる。これは従来の、私が思っていた日本銀行の物価指数の作成の方針からすると、随分大きな変更なのではないかというふうには捉えております。概念の整理と先ほど御説明がありましたが、その概念の整理をするのも大変だったと思いますし、価格調査をどのような時点でどういうふうにするのかを決めるというところでも、大変だったと思うのですけれども、方針の変更というのが調査の全体にどのような影響を及ぼしているのかということについて、もし何か伺えることがあったら、伺いたいというのが1点です。

例えば、今回は参考指数ということですが、これをもう少し、だんだん格上げしていくような方針であるのかとか、あるいは調査業務全体の中で、この卸売サービス価格指数の作成にかかるウエートというのがどの程度であるのかとか、そのようなことを教えていただければというのが1点。

2点目は西村委員長にですけれども、再三同じようなことを申し上げているので、またかとの話になるかもしれませんが、今回、企業向け価格指数について説明を伺う機会があったのですけれども、統計委員会の中で、その指数に関して御説明を伺う機会が、昔に比べると大分減っているように思います。消費者物価指数は当然こちらで伺う機会がありますし、鉱工業指数についても伺う機会というものはあるのですが、ほかのものに関して御説明を伺う機会がなかなかない。その一方で、加工統計にはデフレーターとして使われることが非常に多いものが多いので、加工統計への影響はものすごく大きいように思います。

少なくとも基準改定が行われた際には、審議の対象とはしないまでも、何か御説明を伺う機会というのを設けた方がいいのではないかと。もしこれが私個人の意見ということであれば、個人の意見として聞いていただければ結構ですけれども、もしそういうことに賛同していただける方がほかにもおられるようだったら、是非御検討いただきたいと思っています。

以上です。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 卸売物価指数から生産者物価指数の方に舵を切ってきたということですが、日本銀行の統計は、先ほど申しましたように明治時代から卸売物価指数、東京卸売物価指数の時代から作っているのですけれども、需給を反

映した価格をとるということを大きな目標で行ってまいりました。ただ、世の中随分変わってきて、卸売段階を飛ばすというようなことがだんだん増えてきて、生産者のところで価格決定権を持っているというような話が進んでくる中で、生産者物価のニーズもございまして、そちらの方に舵を切っていったということでもあります。

今回、卸売段階で調べているということなのですが、先ほど図表 17 のところでも説明しましたが、販売単価と仕入れ単価を両方聞くわけですので、言ってしまうとこの仕入れ単価が生産者物価指数で、販売単価が卸売物価指数ということになると思うのですが、この両方を聞いてしまうと、卸売業者の儲けそのものが分かってしまうというところなんです。そのような理由で、卸売企業としましては、結構秘匿性の高い話でして、なかなかお教えいただけないということがございましたし、最初からそういった点は危惧されていたわけですが、実際、実査に行ったところ、そのような形で断られる先もありましたが、私どもいろいろ意義を説明して、御協力いただく企業がかなり、増えてきましたので、実際やってみれば御協力はいただけるということが、全てではないですけれども、分かってきたということで、改めて企業に感謝申し上げますとともに、そのようなところでの苦労はありましたということでございます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

私の個人的な見解ですが、日本銀行の今の議論は、逆に言えば、PPIに向かっていく、CGPIのものがきちんとできたからこそ、卸売サービスを明確に測ることができるようになって、そして卸売サービスを明確に測るときに、銘柄選定みたいなものですが、こちらをはっきりさせることによって、逆に言えば今度は企業からのヒアリングも可能になったという。要するに、企業は単に同じものを売って、こちらに変なマージンを掛けているというのではなくて、きちんとしたサービスを提供しているから、こちらに対する見合いのものを出しているということが分かるようになってこそ、きちんと卸売サービスが把握できるようになってきたのだと思います。

こちらを含めて、実は指数を聞く機会がないという西郷委員からの話は、全くそのとおりです。私もいろいろな形で、これからこういうものを明確に聞いていき、そしてその算定はどのような形でしていくのかということ、統計委員会の場、もしくは部会の場できちんとできるような方向に持っていきたいと思っています。こちらは、少し微妙な点から言いますと、分科会ができますので、分科会のところとどのような形でデマケしていくかという難しい問題もありますが、基本的には今の点は非常に重要です。

つまり、デフレーターの問題が本質的に重要であるということは全くそのとおりで、そのようなことから、それに対してのものをきちんと見ていくことが重要であるということは全くそのとおりで、今度の統計改革のいわば帰結として、つまり統計改革が目的としたというよりは、帰結としてそのようなものをこれからきちんと把握していくと。こちらに対して、必要ならば何らかの勧告なりをしていくという形で持っていきたいと思っています。そのような意味で、今回の日本銀行のこの新しい試みは非常に高く評価されるべきだと思っております。

それでは、これから私の一応の評価を申し上げたいと思います。企業向けサービス価格指数において、卸売サービス並びに知的財産ライセンスの価格指数を取り込んだということは、2016年12月に経済財政諮問会議で決定された統計改革の基本方針で提示された、既存の統計では捉えられない分野のデフレーター整備に関する主要な課題の1つでありました。統計改革推進会議においては、日本のサービスの質の計測やデフレターの整備は、米国など諸外国と比べて遅れているとの批判が非常に強く出されましたが、今回の見直しは、そうした批判を払拭する大きな一歩と高く評価できると思います。また、来年半ばには卸売サービスや知的財産ライセンスの価格指数が統計として実装され、統計改革の成果を具体的にGDPの精度向上につなげることができるという点でも、極めて画期的だと思います。

また、日本銀行の御説明では、統計改革の基本方針で要請された以外の項目でも、多くの点でサービス物価統計の改善を図る方針であるという点も注目に値します。つまり、言われたからやるのではなくて、きちんと主導的に進めているということでもあります。例えばインターネット広告における広告効果をサービスの品質に取り込むという方針は、広告料に体化されているネット上の無償サービスの価値を計測する1つの試みとしても評価できるのではないかと思います。日本銀行におかれましては、サービスの質の計測や物価指数の精度向上に向けて更なる先進的な取組を進めるよう、強く期待しております。

また、内閣府におかれましては、こうした物価統計整備の果実をGDP統計の精度向上に迅速に反映できるよう、対応をお願いしたいと思います。さらに、関係府省におかれましては、今回の統計改革の成果がGDPなどの精度向上に反映され、統計ユーザーに改革のメリットが早期に実感できるように、基本計画の各課題の早期実現に全力を挙げていただきたいと思います。1月の統計改革推進会議でも申し上げましたが、その際、各府省の熟練した専門人材がクリエイティブな企画やチャレンジをどんどん行い、先進的な統計が作成できるように、言い換えれば、こうした有用な人材が府省間の意見集約や利害調整に膨大な時間を浪費することがないように、各府省の統計責任者、もうすぐ統計幹事ですが、こちらにおかれましては特に留意してほしいと思います。

最後に、先ほど西郷委員がおっしゃった点を含めて、新しい動きが明確に出てきたということで、我々今まで量を一生懸命測ろうということをしてきたのですが、価格のものもきちんと測れるような、当たり前ですが両輪を測れるような形で、これから統計委員会としても運営していきたいと思っています。逆に言えば、今まではそのようなことを言っても何も上がってこなかったの、なかなかこちらに対しての対応ができなかったのですが、このような形で1つ非常に重要なものが上がってきましたので、これをいわば1つの具体的な、まだ成功かどうかは少し分かりませんが、これから成功させていくこと、成功例にしていくということを含めて、ほかの価格体系についても同じようなことを考えていきたいと思っています。

特に、卸売物価サービスがこのような形でできるとなると、もっと難しいのは小売物価サービスのところですが、そういったものを含めて考えていかなければいけない。こちらとか医療のサービスとか、そのようなものについても大きな問題を抱えていますから、急

に、同じようなやり方でやれば良いというものではありませんし、第一、卸売と小売とは全く違いますし、当然のことながら医療でも全く違いますから、違うものでありますが、基本的には何らかの形でできる方策を考えていくという態度が非常に重要になりますので、そのような形で統計委員会としても対処していきたいと思えます。

今の点を含めて、何か御意見等ございますか。

特になければ、本日用意いたしました議題は以上です。次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、6月29日金曜日の午前に開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第122回統計委員会を終了いたします。